

特例地域型保育給付（特例保育）

令和6年度予算額（当初） 1兆6,617億円の内数
→ 令和7年度予算 1兆8,002億円の内数
(※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施)

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 箇所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

保育所等の施設整備に関し、通常の国の負担割合は1/2であるが、山村振興法に基づく事業の場合、5.5/10と国の負担割合を5%高く設定している。

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】**
 - 保育所整備事業
 - 幼保連携型認定こども園整備事業
 - 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - 公立認定こども園整備事業
 - 小規模保育整備事業
 - 防音壁整備事業
 - 防犯対策強化整備事業
 - 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3 市区町村：1／12、設置主体：1／4

〈補助率の嵩上げについて〉 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）

(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1／3、設置者(市区町村)2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者(市区町村) 1／3

※防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策 (9.4億円)

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和7年度予算 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
(令和6年度当初予算67億円)

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 助産施設 職員養成施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 一時預かり事業所 地域子育て支援拠点事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童厚生施設（児童館） 児童相談所一時保護施設 産後ケア事業を行う施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 こども家庭センター 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 子育て短期支援事業専用施設

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)

